

第11期東京都生涯学習審議会

第2回全体会

会議録

令和元年10月24日（木）

午後6時01分から午後7時57分まで  
都庁第二本庁舎16階 教育委員会室

○出席委員

笹井 宏益 会長

酒井 朗 副会長

青山 鉄兵 委員

土屋 佳子 委員

永島 宏子 委員

野口 晃菜 委員

林 幸克 委員

広石 拓司 委員

松山 亜紀 委員

山崎 順子 委員

## 第11期東京都生涯学習審議会 第2回全体会 会議次第

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 議事
  - (1) 報告①  
区市町村の青少年教育事業（中学生以上）の実施概況  
質疑応答
  - (2) 報告②  
ユース・プラザの概要  
質疑応答
  - (3) 審議
- 4 今後の予定等
- 5 閉会

### 【配付資料】

第11期東京都生涯学習審議会全体会（第2回）次第・資料

## 第11期東京都生涯学習審議会第2回全体会

令和元年10月24日(木)

開会：午後6時01分

**【生涯学習課長】** ただいまから第11期東京都生涯学習審議会第2回全体会を開催させていただきます。本日10名の委員全員が出席の予定となっております。

最初に、本日初めて御出席される委員から自己紹介として一言コメントをお願いしたいと思います。

山崎順子委員でございます。

**【山崎委員】** 東京都発達障害者支援センターのセンター長をしております山崎と申します。

私どものセンターの御紹介と、そこでの相談を通して、思春期、青年期にどのような事情があり、どのような課題があると感じたかという話を若干させていただきます。

私どものセンターは、年間で実人数として3,000前後の相談がございます。そのうち、思春期、青年期、20代の方の相談が3分の1ぐらいになります。その方たちの多くは小学校、中学校、高校といろいろありながらも何とか適応してきた人たちで、やはり社会参加がうまくいかずというところでの御相談になっているのかなと思います。20代では、就職したけれども、人間関係、コミュニケーション、更に業務遂行上の問題など様々な事柄がうまくいかず、離職を繰り返して在宅生活になっていく。あと、社会参加では、高校時代もいろいろありながら就職がうまくいかずなど、いろいろな不適応状態を表していて家庭内暴力を起しているような相談が多くなっております。

そういう方たちのお話を伺っていると、そこに顕在化してくる問題というのは、現在の問題が、小学校高学年ぐらいからの問題につながっていると思われるので、そういった観点からも教育の場が大変重要だというふうに思っています。特に発達障害の場合ですと社会性などがクローズアップされるのですが、そこに関して環境調整だけでは対応し切れない。やはり本人の認知機能へのアプローチも課題というふうに思っております。そこを

どういふふうに生涯学習の中でやっていくのかということも大きなテーマとしてあるのかなと感じております。

どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

【生涯学習課長】 ありがとうございます。

広石拓司委員からも一言をお願いしたいと思います。

【広石委員】 広石と申します。

私自身はエンパブリックという会社を今は経営してまして、地域の中から新しい活動が生まれるような仕組みづくりなど、対話の場づくりを広げる取組をしています。例えば千代田区で「ちよだコミュニティラボ」という取組を行政と一緒にやっていますが、千代田区のような都心のまちでどういふふうに人が新しく関わるのか。従来ですと町会に入ればという話ですが、マンション住民の新しい方と町会の方の間に両方が接点を持てるような活動みたいなのを作っていくことが大事ではないかと。いろいろな地域で人がつながるための間に立つような活動とは何かなということをやっております。

その中で、生涯学習というところでは杉並区の「すぎなみ大人塾」という取組がありますが、2008年ごろから10年間ぐらい担当させていただいていました。地域の人たちがワークショップなど、自分の活動を作ることを講座を通して取り組むことをやらせていただく中で、笹井会長にも御指導をいただきながらでしたが、杉並区は社会教育などがとても盛んなところだったので、そういうところで改めて社会教育や生涯学習はどういう意味があるのかなと考えてまいりました。

私なりに考えていることとといいますと、一つは、地域で何か活動をする人などでも割と一人で抱え込む人が多いといいますか、うまく周りの人の力を生かして一緒に協力して取り組んでいくことが苦手な人が多い。一人で自分の問題を解かないといけないのではないかと。それは実は介護や育児のストレスにもつながってくると思うのですが、どうしても抱え込んでしまう方が多くて、うまく周りの人たちと協力していくことができない。私たちも活動づくりでよく言うのですが、NPOなど余りお金が得意ではない人がいるときに、その人がお金のことを勉強するよりも、お金のことを扱うのが得意な人を仲間にしたほうが良いわけですね。そういう形でそれぞれが違う強みを持ち寄れば実はいろいろな活動が立ち上がりやすくなるのですが、そういうことがやはり苦手だなと思われます。それは、青少年のときからそういう経験が少ないのだろうということですね。ですから、学校では総合学習などで地域へ出ていくことも増えていると思いますので、協力関係という中でい

ろいろな人たちが自分の思いなどを形にしていくものが地域の仕組みとして根付くとはどういうことかということを考えております。

もう一つは、私自身もそういったことをやっていたので、ソーシャルビジネスの支援などもしまして、サステナビリティとビジネスのことを大学でも教えているのですが、とても最近思うのは、SDGsもそうですけれども、どんどん21世紀モードになってきているといえますか、この間グretaさんが「大人はいつまで金もうけばかり考えているんですか」という話で、意外とあれに対して誰かが「あいつに社会を教えてやれ」などというネットの発言などもあったりするのです。実は、若い世代は次の持続可能な世界や、例えばネットの使い方やサステナビリティについて考えているのですが、大人はどうしても20世紀のフレームワークで考えているので、これから青少年に関わる大人がどうあるべきなのかということは結構大事なポイントだと思っています。21世紀型の価値観といえますか、2040年、50年代彼らが活躍するときの価値観で大人たちが接していく。そのためのシフトをどういうふうにしていけば良いのかということも日々の問題意識として持って取り組ませていただいております。

どうぞよろしく願いいたします。

**【生涯学習課長】** ありがとうございます。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。机上には、次第、座席表、そして委員名簿とタブレット端末を置かせていただいております。

次に、参考資料でございます。参考資料1が「中高生・大学生等を対象とした青少年教育事業について」、参考資料2が「青少年を対象とした施設の設置状況一覧」、参考資料3が「東京スポーツ文化館 リーフレット」、参考資料4が「東京スポーツ文化館 平成30年度事業報告書」になります。参考資料5が「高尾の森わくわくビレッジ リーフレット」、参考資料6が「高尾の森わくわくビレッジ 平成30年度事業報告書」、参考資料7が「高尾の森わくわくビレッジ プログラムのご案内」、参考資料8が「とうきょうの地域教育137号」、以上です。

なお、参考資料の4と6の事業報告書は、審議会終了後の回収とさせていただきます。

本審議会での説明に関しましては、タブレット端末を使用したペーパーレス会議とさせていただきます。タブレット端末の画面に「第11期東京都生涯学習審議会 第2回全体会審議資料」がございます。審議資料は44ページまでとなっております。

それでは、ここからは笹井会長に議事進行をお願いしたいと思います。どうぞよろし

くお願いいたします。

**【笹井会長】** 今日の本審議会は、このタブレット端末の第2回全体会次第にありますように、報告①、②を伺った後、それぞれについて質疑応答の時間をとり、その後に、審議を予定しております。

それでは、次第に沿って進めてまいりたいと思います。議事の(1)報告①区市町村の青少年教育事業(中学生以上)の実施概況について、事務局から御説明をお願いします。

**【主任社会教育主事】** それでは、私から区市町村の青少年教育事業(中学生以上)の実施概況について御説明いたします。

前回、本審議会では、審議の対象を30歳未満の青少年とすることを提案させていただきました。特に今後東京都が行う施策を考えた場合、広域性を考えると、主たる対象は中学生以上になるのではないかと想定し、生涯学習審議会事務局として、本審議会の参考とするため、本年7月、都内全区市町村62自治体の教育委員会、生涯学習・社会教育主管課及び首長部局の生涯学習主管課に対して、中学生以上30歳未満の青少年を対象とした事業の調査を依頼しました。平成30年度に実施した事業を対象にしております。調査対象範囲は行政や公的施設が直接実施する事業だけではなく、行政から委託されている事業や指定管理者が実施する事業まで幅広くカバーできるような形で調査票を作成しております。

それをまとめたものが参考資料1です。

一つ一つの個票を見ると、果たしてこれが青少年教育事業かと思われるものも幾つか入っております。区市町村教育委員会等から提出されたものをそのまま集計したものであることを、御了承いただきたいと思います。逆に、それが青少年を取り巻く行政の現状をつまびらかにしている部分でもあるのかなど。幾つかの区や市では該当事業なしという回答もあり、調査の仕方も含めて考えなければいけないのではないかなど、この参考資料1自体が実は問題をかなり提起しているものだという感想を持ちました。

全体の傾向を見るために、簡単にまとめたものでございます。「2 対象事業数」を御覧ください。調査対象で上がってきた事業は、計554事業、区部が55パーセント、市町村部が45パーセントの割合になっております。

「3 対象別事業数」は、全体と区、市町村で分けたものです。区分は、中学生、高校生、専門・大学生層、学校を卒業している30歳未満の青年と指導者に分けました。特徴的な結果としては、以前は教育委員会の事業として青少年の指導者向け研修会や講習会が

多く実施されていたのですが、今回の調査からは一つも上がってきていない点です。

続きまして、「4 実施回数」です。単発のイベント型のものか、学級講座、連続講座的なものかの傾向がわかります。全体的には単発が4割強、連続型が5割強を占めている状況です。区部と市町村部では、若干区部の方が連続講座が多いというのが見てとれるかと思えます。

続きまして、「5 実施主体別事業数①」は直営か委託かという区分で調べました。全体的には直営54パーセント、委託46パーセントになっておりますが、区部では事業委託している場合が多く、市町村では直営が多いことが分かります。

「5 実施主体別事業数②」は実施主体を分類したものですけれども、教育委員会事務局、市役所、区役所が直接実施主体になっているもので、なおかつ直営のものと、委託をそこから受けているものに区分して整理したものでございます。直営でやっている場合と委託でやっている場合の割合を円グラフに整理したのがこちらの表になります。それを区の内訳というふうに整理したものが「5 実施主体別事業数③(区：内訳)」になります。市町村の内訳は「5 実施主体別事業数④(市町村：内訳)」になります。

本調査で対象としている事業は、必ずしも教育委員会が所管しているわけではないこともあって、教育委員会が所管しているのか、それ以外かという割合を調べたのが「6 所管別(教育委員会・それ以外)」です。

一番重要になってくるのは、どのようなタイプの講座が行われているか。全体の傾向を見たものが「7 講座内容別①」になります。こちらでは、講座・セミナー型のもの、社会体験・ボランティア・キャリア教育的なもの、野外活動・自然体験、まつりやコンサート、成人式なども含めた大会式典、障害者対象事業、国際理解・国際交流、異世代交流、ジュニアリーダー、あとは生活困窮家庭の子供たちへの学習支援や外国籍の子供たちへの学習支援という分類で、分野ごとに講座内容を分けたものでございます。区部と市町村と分けて棒グラフで整理しました。

「7 講座内容別②(平成14年度実績との比較)」は、平成14年度に当時東京都が直営していた水元青年の家が実施した調査との比較です。水元青年の家の調査における事業の区分に、新しく出てきた学習支援の部分を加えて、回答を分類したのになります。

特徴的に見えるのは、講座・セミナーの割合が増えていることは顕著に分かるのですが、データを集約すると、3番目の野外活動・自然体験事業がかなり少なくなっているということです。水元青年の家の調査では、調査対象に小学生向けの事業も入っていたので、そ

の数を除いて比較しても割合にあまり変化はなかったので体験型事業が大幅に減ってきているということが言えると思います。

また、障害者向けの事業が激減しているようにデータ上は映っています。どの教育委員会でも障害者青年学級という取組はしてきたはずで、現在も事業が終了したという話はそんなに聞こえていないのですが、アウトソーシングをしたとか、障害者の部局に事業が移管されていて、教育委員会として把握できなかったのか。ここはじっくり調べてみる必要があるかなと思われるところですが、今回の調査上は激減しているように見えているということでございます。

ジュニアリーダーは、そういった事業自体が衰退してきている状況が区市町村から聞こえてくるので、減ってきている傾向は一般的に読み取れるのかなと思います。

全く新しい切り口としては、「学習支援」です。生活困窮者自立支援法ができて以降、かなりの区市町村で取り組まれるようになってきたので、データとして上がってきています。

「8 都内の青少年を対象とした施設の設置状況」ですが、これは都内の青少年を対象とした施設の設置状況を調べたものです。こちらは参考資料2を併せて御参照ください。参考資料1の調査結果には含まれていなかった施設を参考資料2で確認できます。米印は、上の凡例にあります。が、「青少年育成ハンドブック2018」という生活文化局が作成したものに「青年館等」として記載されていました。中・高生向けの新しい取組をしていると思われる施設はこちらに加えてあります。2枚目は市部ですが、こちらにも参考資料1の調査結果には含まれなかった施設があることがお分かりになるかと思います。

今回7月に調査した結果をまとめたものの説明は以上とさせていただきます。

冒頭申し上げましたように、区市町村から上がってきたデータをそのまま今回は転記してお示ししておりますが、この結果は現実の状況を反映しているのか、どんな調査方法であれば現状を把握できるのかなども含めて御意見等いただければと思います。

**【笹井会長】** ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、ここをもう少し詳しく聞きたい、あるいは御質問等ありましたら御遠慮なくお願いします。いかがでしょうか。

**【永島委員】** 私、自分の住んでいる国分寺市が一つしか載っていない。社会教育委員としていろいろ事業をやっている中で、これしか載っていないことに「えっ？」という

ころです。どこの窓口にどういう形で調査したのかなということが少し気になりました。

**【主任社会教育主事】** 調査依頼先は、教育委員会の生涯学習・社会教育主管課及び市長部局の生涯学習担当窓口です。他の部局の事業も対象に含めてくださっているところと、自局内のみ調査し、該当なしとされているところがあります。特に社会教育、生涯学習の分野は縦割りで、行政間の連携がとれなくなっているのが実情で、その部分の状況が如実に出ているのかと思われまます。

**【松山委員】** 平成 14 年度調査との比較ですが、そのときと今とで明らかに違うのではないかというのは、教育行政ではなくて、NPO 法人といったものがその当時より格段に増えていることは想定されると思っています。例えば青少年教育などで言うと、昔は大きな団体しかなかったのが、今はいろいろな学習支援も含めて NPO 法人がかなり増えているので、別に委託などでもなくて、そういったものの機能を結果的に補完しているような状況にあるのではないかということが感覚的には予想されています。

実際に NPO 法人数なども、今私は手元に内閣府のデータを出しているのですが、2003 年で言うと、認定でなくて普通の NPO 法人が全国で 1 万 6,000 だったのが今は 5 万 1,000 になっています。認定法人数が 22 団体だったのが今は 1,000 を超えているところがあるので、実際にそれが減少しているのか。実は教育行政からそういったところに広がっている要素があつてということでは少なくとも見ないと、実態として単純に減っている、増えているとは言えないのかなと私は感じました。

**【主任社会教育主事】** 正にそのとおりで、どういうリサーチをかけて行政として状況を把握していくのが難しい状況です。こういうやり方もあるのではないかなどという御意見をいただけるのも有り難いです。後で議論していただけたらと思うのですが、広域行政としての東京都の機能は何なのだ。この分野においてどんな役割を果たすべきなのかということにも反映させていただきたい話ではあるのです。アウトソーシングが進み、NPO も民間企業等から助成を受けているケースもあつたりするとは思いますが、国も含めて様々な機関から事業委託や活動助成を受けて事業展開しているケースもあるので、その辺も含めてトータルに把握できる状況がどうしたらつくれるのかというのも一つ大きな課題かなと思っております。是非そういったところで御指摘いただけたらと思います。

**【山崎委員】** 障害者というところで、先ほどの平成 14 年度の実績との比較でかなり減っているという話があつたのですが、福祉施策との関連で捉える必要があると思ってい

ます。障害者総合支援法及び児童福祉法で放課後等デイサービスが18歳まで利用というところで、御承知のように、社会福祉法人やNPO法人だけでなく企業さんがかなり参入してまして、かなり増えているのですね。放課後等デイサービスですと、夕方、夜7時までやっている。更に、不登校になった子の専用のところもできたりして、ほかの施策との関連で見えていかないといけないのではないかと。障害者のところが減っている背景にはそういうことがあるのではないかとという気がします。

**【主任社会教育主事】** それも十分考えられると思っています。特別支援学校の教員から聞いた話ですけれども、これまでは保護者のニーズとして、放課後や土日の余暇活動などの実施を学校に求めてきた経緯があったのですが、徐々に放課後デイサービスなどが整備されてくることによって、学校が主催するそのような事業は参加者がどんどん減ってきているのだそうです。確かに放課後デイサービスは保護者の観点から見ると安心して預かってもらえるという安心感はある。学校までの送迎サービスまであるところも多いのでサービスとしては充実していますが、これまでの行政の取組では、例えば多様な方たちとの交流の機会などを一定作っていきこうという意図や、相互交流的な要素を事業の中に盛り込んでいたはずですが、その部分の機能はどうなってしまったのか。そういう観点も含めて少し御意見をいただければと思います。

**【笹井会長】** では、続きまして報告②東京都ユース・プラザの概況について御説明をお願いしたいと思います。

**【管理課長】** 東京都でユース・プラザと呼ばれるものは2館ございまして、区部にあります東京スポーツ文化館、多摩地域にあります高尾の森わくわくビレッジです。

説明の概要でございますが、初めにユース・プラザの概要で、ユース・プラザとは何か、施設の概要、それから2館のそれぞれの特徴について御説明いたします。その後に運営状況で、それぞれの館で担っている事業について説明をさせていただきます。

まず、ユース・プラザとは何かということであります。元々、東京都には青年の家がございましたが、青年の家の老朽化が進んでいる中で再編整備をし、時代に即した形での対応を求められていく中で、新たな青少年社会教育施設ということで、区部、多摩地域にそれぞれ1か所ずつ設置するユース・プラザというものを検討し、設置しました。

整備運営に当たってはPFIの手法によっております。経緯については資料にございますが、ユース・プラザの設置に伴いまして青年の家も廃止になりました。

ユース・プラザは、東京都で定めた整備方針に基づき設置をしているものでありますが、

コンセプトとしては青少年の自立と社会性の発達を支援するための社会教育施設で、具体的な事業ということで下の右にございますように、①貸館・宿泊事業で一般の方に御利用いただくような施設運営、②社会教育事業でそれぞれのユース・プラザが独自に企画運営をしていく事業、③としてユース・スクエア事業で、それぞれ独立した活動をしている青少年活動に対して相談に応じたり、場の提供を行う事業、この3点が主な事業です。

ユース・プラザの概要でございますが、設置の目的が大きく2点ございます。先ほどの基本コンセプトにありましたように、青少年の自立と社会性の発達を支援ということで、多様な人々が集まり、様々な活動を通じて青少年が集団の中での交流や自己表現を経験できる機会と場を提供すること。もう一点は生涯学習の振興で、青少年に焦点を当てた施設であることに加えて、その施設や機能を有効に活用し、都民の生涯学習の場としての役割を持たせるということでございます。

施設の概要については、後ほど資料において詳細の部分を見ていきたいと思っております。場所といたしましては、区部の東京スポーツ文化館については江東区、高尾の森わくわくビレッジについては八王子市に、それぞれ宿泊施設と貸館ができるような施設を併せて設置しております。

なお、高尾の森わくわくビレッジについては、テントサイト、野外活動ができるような場も用意させていただいているところでございます。

次に、ユース・プラザ概要です。東京スポーツ文化館の施設の状況については、リーフレットにカラー刷りで写真、施設の詳細が載っておりますので、こちらも併せて御覧いただければと思います。施設のコンセプトといたしましては、多くの都民が文化・芸術活動やスポーツ活動を通じて交流・学習活動を行う施設ということで用意をさせていただいております。元々ここには都立夢の島体育館というスポーツ施設がございましたので、その施設、プール等も活用し、文化施設にも転用利用させていただきながら、新たに宿泊施設を増設して平成16年3月31日にオープンしたところでございます。したがって、下の絵にもありますように、体育館やプールを活用したスポーツゾーン、スタジオや研修ルームを備えた文化・学習ゾーン、それから宿泊ができるような宿泊ゾーン、パブリックゾーンを用意させていただいているところでございます。

東京スポーツ文化館の主な業務ということで、施設としての提供、社会教育事業、ユース・スクエア、スポーツ教室で、水泳、フィットネス。それから、アーチェリー場がありましたのでアーチェリー教室等も行っております。ちなみに、隣が今度のオリンピックに

おけるアーチェリー大会の会場で、夢の島公園になっているところでございます。

続きまして、ユース・プラザ概要(4)で高尾の森わくわくビレッジになります。こちら  
も施設の概要についてはリーフレットをお手元で御覧いただきながら進めていければと思  
います。こちらは八王子市、高尾でございます。多摩地域の自然環境や野外施設を生かし  
た多様な体験学習活動や周辺の福祉施設・関連団体と連携した様々なボランティア活動  
を行う施設として、平成17年4月にオープンしました。ここは元々、都立高等学校であっ  
たところが廃校になって、それを転用利用して行っているということで、教育施設は学校  
を活用して、その中に宿泊施設を設置しております。体験ということで、校庭を活用し  
野外活動ができるようなもの、プロジェクト・アドベンチャー、またテントサイトを設け  
て野外活動ができるような場として提供させていただいております。元々学校の教室だっ  
たことも活用し、学校教育現場との連携などを行いながら活動していただいていると  
ころでございます。また、コミュニティプラザという共用スペースで地域との連携も図って  
いるところでございます。

ユース・プラザの概要も、基本的には先ほどの東京スポーツ文化館と同じような形です  
が、野外活動施設を設けているのが一つの大きな特徴になっているところござい  
ます。

運営状況は、「2 運営状況」において総括的な表になっております。まず、東京ス  
ポーツ文化館についてですが、事業の一つ目、貸館業・宿泊事業で、スポーツ施設、文化  
施設、それから宿泊施設の利用状況でございます。稼働率を御覧いただければと思  
いますが、宿泊施設については概ね80パーセント前後、スポーツ施設についても6割  
を超える御利用をいただいているということで、稼働率としては一定程度の確保は  
できておりますが、文化施設については5割程度で、こちらについてはほかの施設  
に比べると稼働率は若干低い状況です。後ほど、内容については、平日と土曜日  
の違いや構成員の状況についても改めて見ていきたいと思っております。

続きまして、総括的な高尾の森わくわくビレッジについては、施設稼働率には野  
外活動施設というもう一つ別のカテゴリーを用意させていただいております。宿  
泊施設については7割程度、文化施設、スポーツ施設についても7割弱の稼働状  
況で、一定程度の確保はできていると考えております。文化施設については、  
割合的には3割弱ですので、東京スポーツ文化館よりも稼働状況は低いと  
ころでございます。都立学校でありましたので、東京スポーツ文化館に比  
べると文化施設として利用できる部屋が多くなっています。学校利用  
であれば学年活動などで多くの教室を使っただけですが、一般利用になっ  
てくると

それほど多くの部屋を使っただけでないことで稼働率は若干低くなっているところがございます。それから、野外活動施設については、どうしてもシーズンに偏りがあって、稼働率がほかに比べるとがくんと落ちているような状況になっているところがございます。

利用者属性でございますが、東京スポーツ文化館の利用者属性を今御覧いただいております。宿泊については、少年、青年、一般ということで、一般が半分弱になっております。後ほど御説明する高尾の森わくわくビレッジも同じですけれども、特に学校利用や特別支援学校の利用もある中でこのような割合になっております。文化施設については、一般利用が半分以上となっております。文化施設はやはり区部のほうが一般利用が多いような状況になっております。それから、スポーツ施設も3分の1程度は一般利用です。一般利用が多くなっている状況は区部の特性の一つとも思われます。

高尾の森わくわくビレッジでございますけれども、宿泊利用は少年が割合として多くなっている状況であります。

また、文化施設についても、区部に比べると、青少年の利用が4分の3、スポーツ施設については8割強という状況になっております。野外活動施設については青少年利用が多くなっている状況でございます。

続きまして、曜日別の稼働状況でございます。東京スポーツ文化館については、土日、平日ともに一定程度の数は確保できているのかなということになります。後ほど高尾の森わくわくビレッジと比較いたしますと、区部のほうは平日利用も高い状況になっているかなと思われます。

一方、高尾の森わくわくビレッジですが、区部に比べると土日のほうが割合が高い状況もございますが、平日になると少し利用状況が落ちていることがございます。

2 運営状況(2)からは社会教育事業ということで、主任社会教育主事から引き続きお願いしたいと思います。

**【主任社会教育主事】** 事業について説明をさせていただきます。「2 運営状況(2)社会教育事業」を御覧ください。こちらの2館の青少年教育施設は、社会教育施設としての性格を持たせるという唯一のあかしが社会教育事業を実施することでもありますので、そういった意味で施設としては非常に重要な位置付けを持っていると考えております。社会教育事業については、事業の観点を三つ挙げていて、1点目は東京都の施策に連動した事業。2点目は、青少年の自立と社会性の発達に必要なもので、先導的・誘導的な事業と書いてあるのは、広域行政としての東京都なので、やはり新しいものを先取りしながら区

市町村に波及させていく観点を本来持たせたいという思いを込めてこういう切り口が出ています。3点目は、区市町村では対応しにくい事業とありますが、実際に本来想定していたものは青少年の指導者研修や、障害者スポーツをやれる状況もなかなか近隣施設ではなかったりするので、そういうものも入れていったらどうだろうとイメージして位置付けたものです。

事業実施数は、東京スポーツ文化館で年間7事業、高尾の森わくわくビレッジは年間9事業をやって、事業予算は700万円程度。予算は「サービス購入料」という形で、都から事業者を支払われることとなっています。全体の事業の応募者と参加者が書いてありますが、個々の事業体でどれくらいの参加があるかというのは後の資料で見ただけならと思います。

この事業を実施するに当たって、PFIなので、基本的には民間企業のノウハウを全面的に生かしてもらって、青少年といったニーズを上手に拾って行って、都の政策課題を踏まえた事業展開をしてほしいという形で民間との協働の考え方を示しています。といいましても全部業者にお任せするのではなくて、都と民間事業者との間で社会教育事業を実施するに当たっては、事業企画委員会を年に2回設けて、外部の専門家なども招きながら、調査・検討し、実施計画を決定しています。社会教育事業を企画委員会で決定された内容に基づき、都は予算要求を行いまして、事業を実施した後、サービス購入料を翌年度に支払う形で実施しているのが33頁のフロー図になります。都としては、都の政策的な観点から、基本的な事業の方向性を示し、事業者は独自でリサーチしてきたノウハウなどを生かしながら事業化します。当然、近隣の区市町村の動向なども踏まえた対応をしてほしいとお願いをしています。

それを業務要求水準書で示しているものがここに書かれていますが、施設の設置目的は、青少年の自立と社会性の発達を支援する、生涯学習の振興に寄与するという点です。社会教育事業実施の考え方に関しては、社会性・公共性の強いもので、都の施策的要請を踏まえたもので実施してほしい。あとは、施設の立地条件、特徴を踏まえた事業展開で、スポーツ施設、体育館をベースにつくった東京スポーツ文化館では、文化・スポーツ施設を生かした多様な体験的な活動を行ってほしい。多摩地域のほうは、地域の自然環境など野外活動型の施設の特徴を生かした多様な体験活動を実施してほしいという形で業務要求水準書には書かれております。

実際にどのような事業が行われているかということ平成30年度と令和元年度の事業

で比較したものです。東京スポーツ文化館は計7事業で、1から7と挙げていますが、ここで説明をしておかなければいけないものは1番目のチャレンジ・アシスト・プログラムでございます。これは、若者たちの社会参画や課題解決等、いろいろな事業助成金に応募する手前の団体のアシストができないかと考えた事業です。計画書といったような、そんなにがっちりした書類審査的なものではなくて、プレゼンして企画委員とのやりとりをしながら助成する事業を決めていきます。これは実は開所当時からずっと実施しているもので、最近応募者が減ってきてはいるのですが、施設の特性といったものを生かした事業展開なのかなと思っています。

あとの2、3、4、5は見ていただければ分かるものですが、括弧内が応募者です。実際の参加者は20名、22名と書いているものでございます。赤い点線でくくった事業は、企画委員会等を含めて見直しをかけられた事業で、高校生世代チャレンジ・プログラムというのは、チャレンジ・アシスト・プログラムにつながっていくような高校生世代の企画立案といいますか、そこで社会参加、社会貢献を事業化していくためのお手伝いをしようということです。これは民間のNPOに事業運営の協力を頼んでいますが、新しいチャレンジとして、日帰り11回で、毎週土曜日実施の事業です。秋の期間によく高校生がこれだけ集まるものだったのですが、最後までこぎ着けるところまではいきました。日帰り11回やるというのは、参加する高校生側のモチベーションがどれだけ続くのか、いろいろなことを心配していたのですが、新しい試みにしては比較的うまくやれたほうなのかなと思っています。いずれにしても、企画提案したものを、各NPOの代表などいろいろな人来てもらいながらコメントしてもらおう。できることなら大学生世代になってチャレンジ・アシスト・プログラムに応募するようなことにつなげていけないかというところで企画されたものでございます。

次に、今年度の予定の事業ですが、実は平成30年度と比べてみても大きな変更はありません。チャレンジ・アシスト・プログラムと高校生世代チャレンジ・プログラムを除くと、どこの施設でも実施されているような事業になっており、都の施設としての特性を發揮できているのだろうかということを事業企画委員会などにて事業者にはお伝えしているところですけれども、なかなかその見直しが進んでいない部分が正直な課題としてあります。7番目の探究体験型というのは、これからの学習指導要領なども変わっていく中で、探究型の学習といいますか、体験をベースに子供たち自身でいろいろなことを考えさせる事業を、事務局、東京都教育委員会から進言して何とか入れさせたような状況です。

同じく高尾の森わくわくビレッジを見ても、事業の多くがキャンプです。京王電鉄が全体の建物の運営などをやっているのですが、事業の部分はYMCAが受託している関係もあるのかもしれないです。野外活動型をフルに生かしたいという話なのかもしれませんが、キャンプはあくまでも手法なのではないかという話を事業者には伝えているわけですね。事業目的は違うところであって、その目的を実現するための手法としてキャンプ的な要素を入れるなど野外活動の要素を入れるのはあり得るのだけれども、キャンプ自体が目的になってしまう企画の立て方はどうかという話はこの間ずっと伝えてきてはいるところです。5番は、向こうの事業者から提案があったものです。プロジェクト・アドベンチャーの施設なども持っていたりするので、そういったものを生かす発想を入れてみると、教員を対象にすることを平成30年度でもやったのですが、全然集まらなかった。教員を希望している大学生も含めてやりたいという提案があって、今年度は対象を広げて実施します。

9番に関しては、青少年の指導者、関わっているスタッフ向けの事業が本来行われてしかなるべきだろうと伝えてまいりました。都立高校に派遣しているユースソーシャルワーカーもいるので、東京都独自で青少年指導者向けの事業を考えていこうみたいなところも提起しています。

委員の方からいろいろと御意見をいただいて、事業者伝えていきたいと考えておりますし、事業実施の仕組みの在り方、企画委員会などの持ち方なども少し考え直さないといけないのではないかと問題意識は事務局で持っているということです。

次に、運営状況ということで、ユース・スクエアですが、ここは本来広域的な施設として、様々な青少年教育に関する情報をストックするとともに、いろいろな活動団体に対しての助言機能を発揮してほしいことと、施設を利用する団体等の活動成果の発表の機会や場を設けようという意図で設置したものです。残念ながら区部は発表の場にふさわしいようなスペースが十分確保されていない状況もあるので、施設目的といいますか、事業目的にかなったサービス提供が十分できていないこともございます。そういった意味で、広域行政としての機会、特に情報提供、相談という部分の機能という点では若干課題が残っているところかなと思っています。

そういったものを踏まえて本日の議論の参考にしていただけたらと思います。事務局としては、東京スポーツ文化館の社会教育事業の課題では、①として、小学生から青年層、加えて親子層まで幅広い層は網羅しているのですが、都の社会教育事業として実施する意

義がかなり弱いのではないかと考えています。②としては、継続型事業については回を重ねるごとに参加者の減少がなされている。施設の特徴を生かすとするなら、宿泊型の事業を組んで実施してもらいたいという希望もあるのですが、それが一切なくなってしまう状況なので、事業プログラムの企画方法を見直す必要がある。③として、事業を実施していくためにも、青少年の育成を考えると、若者、大学生などを初めとしてボランティアなどをうまく取り入れた事業展開を申し入れているのですが、若者ボランティアの獲得という部分が、高尾の森わくわくビレッジは野外体験をしているのでそれなりの人気があって、固定的な施設スタッフやボランティアがいるのですけれども、こちらは十分集め切れていないという課題がございます。

高尾の森わくわくビレッジの社会教育事業の課題としては、①キャンプの割合が多過ぎるのではないかとということ。②として、宿泊型事業もそれなりに取り入れてはいるのですが、単発に事業が終わってしまっているという課題が非常に大きな課題だと。これらは、企画委員会等で都の教育委員会から事業者にも指摘をしているところです。いずれにしても、行政がどういった事業をカバーするかと考えると、子ども・若者育成支援推進法で言っている、社会生活を送る上で困難を抱える子供・若者を支援するような公共的な性格を意識した事業展開をもっと持つべきだということも指摘されるかと思っております。

今後の見直しの視点としましては、1点目は、NPOの活動等も含めて、広く青少年教育に関する調査研究機能を持つていくことが必要だろう。2点目は、区市町村の青少年施設を参考資料2で挙げましたが、そういった施設や施策のバックアップ機能をどう持つか。3点目は、全く指導者向けの研修機会がつけられていない現状を踏まえると、やはりスタッフの交流や相互研修といった機能を持つべきなのではないか。広域的な施設の事業というのはこういった1から3までの機能も兼ね備えていく必要があるだろうと考えています。

4点目としては、都として行うべき先導的な事業や広域的な事業を考えると、例えば不登校・中途退学の対策と書いてありますが、先ほど管理課長からの説明もあって、この手の施設は郊外型にあるので、どちらかという平日の利用が少ない傾向はどこも否めないわけです。宿泊のことも含めて学校利用などをお願いはしているのですが、都内の学校の利用率も上がってきているわけでもない現状もあります。例えば市町村の教育支援センターと連携して(1)不登校の児童・生徒などの体験活動の場を作るなど、平日の施設利用なども含めた事業化もあり得るだろう。(2)としては、障害のある子供・若者への支援は当然あって、放課後等デイサービスなど確かに受け入れ場所としての整備はできてきている

のですが、交流という観点の部分での事業化は大分弱くなっているのかなというところもありまして、その辺へ力を入れていくところも必要だろう。(3)として、若者の社会的自立に向けた支援という観点からの事業化も必要ではないかと事務局では考えています。

いわば区市町村を超えた広域的な観点から、都として行うべき事業は何か。あとは社会教育が行うもの、要するに青少年教育の指導者といった者へのバックアップ機能など、広域的民間団体、民間指導者の自発的活動を促進する上での指導助言機能が、法律に照らしてみても、都の社会教育、青少年教育の事業の役割としてあるだろうということを含めて御議論いただけたらと思っております。

**【笹井会長】** 御説明をありがとうございました。

非常に多様な視点が入った説明で、行政の在り方、社会教育行政あるいは青少年教育行政の在り方をどうするかという問題もあるのですが、社会教育事業や青少年教育事業について、2の運営状況、(4)社会教育事業の課題や見直しの視点などがあります。これから東京都が社会教育事業を作って実施していく上で一体どういうものが求められているのだろうか。今の時代の社会教育事業あるいは青少年教育事業の在り方論みたいなところに焦点を当てて、その前提としては、こういう人たちが多いのですよ、こういう人たちもいるのですよという青少年の現状認識の下で——またその現状認識の話は別途したいと思いますが、今回は事業に焦点を当てて、ブレインストーミング的な議論ができればと思っております。いかがでしょうか。

**【青山委員】** 二つのユース・プラザのことですが、例えば調査研究などいろいろ事業の企画立案をしていくときに、職員にどこまでの専門性があるかということが一つ重要なと思っています。いわゆるPFIの仕様書というようなものの中に例えば職員数やその資格みたいなものは何か基準があるのか。社会教育主事講習にどちらかの施設の方が毎年いらっしゃるのは何となくお会いするのですが、そのあたりのことで人数や資格、あるいは現職の研修についてですね。PFIなのである程度の団体の自立性は必要だと思いますけれども、それまでキャンプを担当していた人が担当になれば、施設のプログラムがキャンプ中心になるのもわかる気がするのです。

**【管理課長】** そういう意味で言うと、我々が抱えている課題というのは、職員構成等、制約があまりないということから、今こういう状況になっているのかな。社会教育主事の資格を持っている方は必ず置かなければいけないとはなっていますけれども、それで全員構成しなければいけないわけでもないですし、職員数も規定があるわけではない。PFI

事業として施設管理も含めての提案をいただいて業者を選んでおりますので、逆に、どういった要素を踏まえないと適切な社会教育事業を受けられないのかという御意見をいただくと良いのかなと思います。

**【主任社会教育主事】** 補足すると、実は私が今のポストについて事業企画委員会に入って、事業者へ職員研修をやらないかと提案をしても受け入れられないという難しさを感じています。社会教育主事の任用資格を持っている者というのは条件に入れているのですが、社会教育主事講習を受けて修了してさえいれば良いというようなところもあります。

**【青山委員】** 元々スポーツ系の施設と野外系の施設という活動内容をベースにした施設の特色があって、貸館としてその特色があることはすごく強みだと思うのですが、いわゆる事業体として主催事業の企画立案あるいは事業運営をしていくときには、もっと都の社会教育事業としてのエッセンスが必要なのだと思います。現状では、貸館として求められている役割と事業体として求められている役割とで、施設の職員に求められる専門性が少しずれているような感覚を持ちます。キャンプ場であれば今のままで良いのかもしれませんが、施設の職員の専門性を少し見直していくことが必要になると思います。この見直しの視点の四つは、すごく魅力的な一方で、この四つがこなせる職員の力量は非常に高いとも思いました。例えば現職の基礎自治体にいらっしゃる社会教育主事の方や県レベルの方を思い浮かべても、これが回せる方はかなりレベルが高い方、しかもベテランの方である必要があるだろうと思います。

**【広石委員】** 評価が数字でありますね。稼働率や何人来たというところがすごく気になるのだと思うのです。もし自分が指定管理の立場だったら、とりあえず確実に人が来るのはキャンプですねと思うと、キャンプを実施するかな。先ほどの新しい事業になかなかいかないというのは、去年、科学体験教室にこれだけ応募があってこれだけ来るのだったら今年も当然科学体験教室を入れなくてはなくなってしまおうと思う。例えば2人の不登校の子供を救ったのと、50人来たキャンプ活動と、どっちが評価されるのか。指定管理者に何を求めるかといいますか、そこは都が考えるべきタイミングなのではないか。もちろん困難なたくさんの人を救えば良いと思うのですが、当然新しい領域にチャレンジするときは谷が出ますよね。その谷をどう捉えるか。そこは企画委員などがどういうふうを考えるのか。本当に2人や3人の子供が変わって、このモデルを東京都中に広げていくことが今年はずごく良かったとして、それを次年度の予算増額につなぐことができるのか。それとも20人募集のところから2人、3人しか来なかったのだから、これは稼働率が悪くな

いかみたいな議論になってしまうのか。指定管理を受けている人は参加者数を減らしたくないので、事業者全体が保守的になると思うのです。だから、指定管理者や委託者に何を求めるのか、どういう契約形態をするのかというのは、意外とそういうところから見直さないと実はこの問題は解決しないのではないかと思います。

【笹井会長】 都としてやるべき事業のミッションみたいなのと関わりますよね。

【広石委員】 そうですね。

【笹井会長】 民間と同じで良いのか、市区町村と同じで良いのかとかかわるのですよね。

【松山委員】 都としてのミッションは多分あると思っていて、民間事業者だったり基礎自治体ができるのと同じことをやっていて、理科実験教室などではさすがに都としての役割を果たしていないのではないかというふうには思うので、先進的な視点は必要だろうと思います。

評価についても、今NPO業界などでも社会的インパクトみたいなことは結構言われていると思っています。アウトプットとアウトカムは、例えば若年無業者の就労支援といったときに、セミナーに何人集まったかというところがアウトプットで、実際どれくらい就労につながったかはアウトカムというときに、今アウトプットの参加者みたいな人数で評価される。事業評価がどこまで定義されているか分からないのですが、先進性といったときに、人数は少なくともインパクトが出そうなモデルを検証する。それはアウトカムの評価だと思うので、その辺の事業評価、まず位置付けがあって、そのときの評価を数でやるのか、インパクトでやるのかという議論もあるのかなと思いました。

【管理課長】 評価という点で言うと、ユース・プラザの設置は今から20年前で、PFI事業について言うと、東京スポーツ文化館は20年事業です。20年前に結んだ契約で評価をやっています。高尾の森わくわくビレッジも1期、2期と10年単位です。今の時代の流れにおける評価の軸、NPO等、民間がこれだけ社会教育事業の中に入ってきている状況の中で、次のステップに行く段階のときに、どういう視点で新たな評価を設定するのかというところを是非御議論いただきたいと思います。

【主任社会教育主事】 基本的な軸は20年前に提示したものであるというのはそのとおりですが、個々の事業の評価に関して、そんなに参加人数で縛ることを実はやっていないのです。

政策課題や社会的インパクトと松山委員はおっしゃいましたが、その部分を打ち出し

ていってほしいというのがこの2年間都から事業者に要望しているところです。平日の稼働率が低いのであればそこに事業を打って、むしろ土日は宿泊に提供しても良いではないかとまでこちらは提案しているわけです。人がそんなに来ていない平日などだからこそ取り組める事業があるし、そこに力を割いたらどうだとまで実は申し上げていることもあるのですね。

【広石委員】 私たちも行政とやっていると最後は何かを出さないといけないので、これだけだと言わないとというような意識があります。都の関わりが良くないということではなく、委託事業という手段をとる段階で課題があるのかもしれない。提案されたという職員研修なども、自分たちは自分たちのスキームでやっているのだから、それが評価されて契約されていると思えば、何でおまえらに指導されなければならないんだと思うのが事業者だったりすることもあるかなと思うのです。私らもそういう立場でやっているから余計そう思うのか。そういうようなことも含めたトータルな見直しといたしますか、どういう職員を置くのか、契約とは何なのか、委託とは何のかというすごく根本的なところまでの見直し。そのためには笹井会長がおっしゃったみたいに、理念が何なのか。本当に都としてはやってほしいことを突き詰める。合意形成を全体的にとっていく必要があるのかな。例えば財政や契約のところと考えが違っているなど、予算を出したときに予算が認められないことだって起き得るのではないかと。すごく難しいところだと思うのですが、良い機会ではないかと思いました。

【山崎委員】 事業者が都の政策課題をどの程度理解できるのかなというのがすごく見えにくい。理解があってそれを具体的なプログラムにおろしていくわけですから、その関連性が見えにくい。報告書などを見ていて、その問題はあるのだろうと。さらに、成果や評価をどう考えていくのか。そこはすごく見えにくいところがありますね。

【土屋委員】 山崎委員のおっしゃったのと少し似ているところですがけれども、社会的な課題が何であるのかという理解をまず事業者がもう一度学ぶ機会をしっかりと固めてから、それに対して事業が必要なのだという段階を踏んだ方がよいのではないかと思います。特に見直しの視点の4番、事業者としては困難を抱える子供たちを対象にした事業を考えているかという疑問があります。だから、施設側がそういったところの課題をまず理解しなければいけない。その上で、なおかつ社会的インパクトがあることというふうに言わなければいけないだろうと思います。

第10期も本審議会の委員として参加させていただいていました。そのときにも話題に

なったのですが、高尾の森わくわくビレッジでは、例えばひとり親を対象とした事業をやっている、参加者はたくさんいたと記憶していますが、今年、拡充していない。やはり事業者としては、リスクも感じているのだろうなと思いました。災害のこともやったらどうかと、第10期で私は申し上げたのですが、そういった事業は企画されないわけですね。災害などは正に全員の課題なので、そういった課題の整理を施設の方ができるような機会が必要かなと思いました。

**【永島委員】** 参加者のアンケートなどが一切この報告書にないのがすごく違和感があります。

先ほどのどういう目的でこの事業をしていくかということにもかかわって、そことリンクしないと定性的なデータは出てこないのだなと思います。

先ほどの、2名の不登校の子供を救ったことをどう評価するのかという話と同じですが、そこが公教育、公的なことでやる意味の一つであると思います。それこそインパクトとしてすごく関係してくると思うので、定性的なデータもあつたら良いなと思いながらこの報告書を見ていました。

**【主任社会教育主事】** 都の機能としてどういうものを持っていくべきか。それを事業者に任せるのが良いのか悪いのかも含めたところでの議論の観点を少し入れていただければと思います。その前提として、今の事業者のもとでの改善策だけを考えているわけではないです。令和5年度、6年度には事業期間の満了時が来るわけです。次は、どんな形態になるかというのはこれから検討しなければいけないし、財政状況が変わってくるかもしれないのですが、少なくとも今までのやり方はどうだったのかも含めて、都と事業者の関係になるのか。事業の位置付けをどういうふうに捉えて、都の施策意図が反映されるような実施形態は何かを含めて模索できたかという思いもあるので、是非そういう観点からも御指摘いただけると有り難いということです。

**【笹井会長】** 正に先ほど広石委員がおっしゃったように、2人の不登校の子を救うことが都の仕事なのか。そのこと自体を議論しなければいけないということだと思います。

**【山崎委員】** 都の政策課題でありますけれども、社会教育という観点で考えたときに、例えば(1)の不登校・中途退学の対策は実際に何をやるのかということにつながってくる。どこまで社会教育という枠組みの中で、何をやるのかということだと思います。そこに反映されることだと思いますので、果たして障害のある子供・若者の支援を考えたときに、障害というのはどういう範囲で考えていくのか。障害と言えない可能性のあるグレー

ゾーンの方たちがたくさんいるわけです。そこは社会教育の観点から考えたときも大きな課題ですので、この内容で都として社会教育という枠組みの中で何を期待するのかというのをもう少し具体的に表すのが必要だと思います。

不登校対策などは、社会教育でなくても、いろいろな部署でやっています。社会教育という文脈の中で何をここに期待していくのかということが最終的にここにつながってくる。それには実際がどうなっているかという理解なども必要になるけれども、そこまで受ける業者さんに何を都として期待していくのか。現状把握などに関しては、都がこうなのだと示しても良いと思うのですね。都としてこういう現状があってと示した上で、どういうことをというのが次に出て、どういうニーズがあるんだ。そこまで都が示して良いと思うのです。都としての政策課題に関連することの出し方、示し方も少し工夫必要ですが、より具体的なというか、より現実的な課題の出し方が必要ではないかと思いました。

**【笹井会長】** それは良く分かりました。ただ、山崎委員御自身は、例えば発達障害の子をターゲットにした事業は必要なのかどうかということはどうお考えですか。

**【山崎委員】** この中で発達障害の青少年を考えたときに、できる部分はかなりあると思うのですね。福祉ではできなくて、社会教育でできることがすごくあると私は思うのです。福祉では、手帳を持っていないと対象とならないというところがあったり、いろいろあるので、社会教育でしかできないことは発達障害ではたくさんあると思います。そういう意味で私は期待をしているのです。あとは不登校の子たち、不登校からひきこもりへとなるので、やはり社会教育でしかできないことはあると思います。そこは都の施策では非常に重要な部分だと思います。

**【酒井副会長】** 各事業20名、30名の規模ですよ。客観的に都内の青少年は何人いると考えれば、その20人、30人は何だろうとなるわけです。それはほとんどが基礎自治体の市町村でやれば良いような事業です。ここでやらなければいけないのは正に先導的な試みで、だからトライ・アンド・エラーで試行的にやってみる。ここで不登校・中退対策で何ができるか。高尾の森わくわくビレッジであれば野外活動ができる。野外活動、自然体験が不登校に非常に効果があるということは言われるのですが、そのノウハウはどうなのかというのは実はよく分からない。提案はたくさんあるのですが、ここでいろいろ提案してプログラムをやってみる中で、こういうやり方だと子供たちが乗ってくる、意欲を持ってくる。ですから、ある種の事業が調査的な試行、ここにある調査研究機能と事業が一体のセットで、そのためにはこの施設そのものの調査分析研究機能が高まらないと。

そこに事業者が入って、事業者がいろいろ提案しながら、その成果を都側の職員がきちんと検証する。そういう仕組みがあれば、20人はその意味では意味があるのですよ。

例えば障害のある子供が高尾まで行きなさいという話。それだって、アクセスからして非常に限られてくるわけです。本当の実践は区市町村の基礎自治体できちんとやるべきもので、ここはそれのモデルをどういうやり方が良いのか提案する場ではないかと、今聞いていて思ったのです。

**【主任社会教育主事】**　　そういった意味で市町村の状況をどう把握するかというのがリンクしてくるのだろうと。そういう観点で考え直せないかという思いは我々にもあるのですが。

**【広石委員】**　　そういう意味では、見直しの視点のところに、そもそも、都の役割や基礎自治体の役割は何か、そこをもう一回見直すのだということを入れておくこともすごく大事になるのではないかと思います。

**【青山委員】**　　かつて国立の青少年教育施設が果たすべき役割として、先導的・モデル的事業や指導者研修、調査研究、連携・協力などが挙げられていた時期があります。つまり、先導的ということとは指導者研修も普及も調査研究も全部含みますし、更に団体や小さな施設の支援も含まれます。10年ほど前まで、それが国立の生きる道だということで、少人数の長期キャンプなどをこだわって実施していたのですね。今どうなっているかというと、その枠組みとしては先導的、モデル的と言わなくなりました。なぜかといえば、評価の重点が変わって、利用者数などが重視されるようになっていきます。そして、公立施設を支援する以前に自分たちの生き残りのことも考えなければならないなかで最近稼働率の話に重点がうつってきています。その中で、先導性、モデル性や施設における調査研究などは相対的に重視されなくなってきたというのが、この5年、10年の国立施設の動きだったと思うのです。

今、都がやろうとされていることは、それ以前に国立施設がやろうとしていた、国立に求められる役割を、もう一回事業者との関係の中で、あるいは基礎自治体での青少年事業との関係の中で、都の役割として捉え直す話なのだろうと理解しています。そうすると、以前の国立の役割は一つのたたき台になるだろうと思いました。国立施設の立地は山の中や海の近くが中心ですが、都の施設は都市型の機能も兼ねている施設なので、できることの幅も広いだろうと想像します。

**【林委員】**　　見直しの視点のところでも結構言葉がブレているなというのがあって、前

回の青少年の定義でも30歳未満というところで話があったと思います。青少年なのか、4番の「都として行うべき青少年事業」を見ると子供・若者と出てきたり、どこを焦点に当てて見ていけば良いのか。青少年といっても、小学生、中学生、高校生で、できること、求められることが違ってくると思うので、その辺で事業の組み方、立て方も変わってくる。指導者にしても、小学校の先生と高校の先生は明らかに資質が違うと思うのです。対象をどこに絞って、どんなことをやっていくのかというところも視点として持ったほうが事業の方向性がより明確になってくる。(1)の中途退学対策などは完全に高校生ですね。小・中学生は関係ないところになってくると思うので、どういう青少年を対象とするのか、もっと具体的に考えたほうが中身もクリアに出てきて、方向性も見やすくなってくるし、共通するような部分があれば連携してやっていけば良い。先ほど土屋委員が防災のことをお話しされていましたが、例えば都立高等学校だと泊まりで防災訓練をやっていますね。その高校生が実際ユース・プラザなどで、都市型の海が近いところで、あるいは山の中での防災はどうあるべきなのかを小学生や中学生と一緒にやるのも一つの選択肢の可能性としては出てくるのかなと思いました。青少年というところをもう少し具体的に見ても方向性はまた違う視点で見えてくるのかなと感じたところです。

**【笹井会長】** 事業化するというのは必ずターゲットがあるわけですね。青少年は多種多様になっていて、発達段階でも違うし、あるいはすごく上昇志向の強い子と引きこもってしまっている子とでも違う。ターゲティンググループによってかなり違ってくるのだらうと思います。ただ、行政としてやる場合にはある種の画一性や公平性みたいなのがどうしても頭の中に入るので、価値中立的というか、無機質な形になってしまう面もあるのかと思います。ここでの議論は、委員のおっしゃるように、もう少しきめの細かい議論をして、最後にそこの中で行政は何ができるのかを考えていかなければいけないのかなと思います。

**【主任社会教育主事】** その辺に焦点を当てるべきかも含めて、切り口などをいろいろと出していただけると有り難いです。今の段階はブレインストーミングというか、いろいろな角度からそれぞれの御見識をいただけると有り難いです。林委員から指摘されて改めてと思いますが、ワーディングをどうするかというのは大変悩ましい話です。青少年という言葉を今回あえて引っ張り出してみたのですが、どうもしっくりこない感覚があったりするわけで、その辺を含めていろいろな切り口でお話を出していただけると有り難いとは思っているのです。

**【青山委員】** 個別の事業は何を、どういう課題に対応すべきかということもすごく大事ですが、今の言葉遣いの問題で言うと、参考資料1に出てくるいろいろな事業は、担当者たちも青年教育やユースワークをしている自覚がないわけです。このプラットフォームをどう作るかがすごく大事だと思っています。それは青少年という言葉を使うか、若者と言うか、ユースと言うか、いつも迷うところですし、こういう調査をすると、学校教育の調査とは違って、手に負えないぐらいの自治体や施設ごとに状況が多様です。例えば文部科学省がやっている社会教育調査で「青少年教育施設」というと今全国で900ぐらいですが、以前、内閣府の『青少年白書』にまとめられていた「青少年健全育成関連施設」を足すと十万施設以上になるのです。公民館から公園から全部入るので、広く捉えればあらゆる団体や施設が青少年教育をやっていることになるし、かなり狭く行政的、制度的に限定すれば900しかないことになります。そのどこかでは線を引かざるを得ないと思うのですが、少なくともやっている皆さんが「一緒のことをやっていますよね」という感覚をどう持てるか。例えば協議会がなかったり学会がなかったりというそもそもの問題もあるのですが、本当は国でもやらなければいけないことでしょうけれども、そのプラットフォームをどう作ってイけるか。どんな課題に対応するかの手前の整備みたいなことは広域行政としてすごく重要だと思うのですね。

**【広石委員】** それに絡めてですが、区市町村とすると中・高生や大学生は見えないのだと思います。昔は地元の小学校、中学校に行くというのがありましたが、特に都心だと中学受験する人が今すごく増えています。今私たちは都心のまちで事業をやっていると、高校生が全くいない。大学生がいっぱいいたとしても、それは全然地元縁もゆかりもない。通勤者と一緒で、遠くから通ってきて学校からそのまま帰って、昔みたいに地元の店にも行かないような子がいっぱいいる。そこの捉え方が自治体によってすごく違うのだからとすごく思ったのですね。すごくベーシックなことですが、広域行政、都も大事ですけども、基礎自治体は、本当に中学生は義務教育で割と地元にいる率が高いのか。高いのか低いのか、地区によって違うのか。意外とそういうところの議論のベースを立てないと、中・高生、大学生、特に若者と言われてもとても難しいと思うのです。それが一体どういう人を対象にして、土屋委員がおっしゃった、その人がどういう課題を抱えていて、今何が起きているんだ。そういったところがしっかりないといけないのかなと思いました。

**【酒井副会長】** 基礎自治体は小・中学校が管轄なので、社会教育施設でも元校長先生など、要するに学校上がりの方が多い。そうすると目線が中学校までなのです。でも中学

生はかなり私立へ行きますので、メジャーなのは小学生です。

【広石委員】 だから、自治体は保育園の整備や出産の支援など、そこにいるからすぐ見えているので支援する。小学生も割と見えているので支援する。でも、中学生ぐらいになって受験がこれだけ広がってきた時代には、もはや見えていないのだろう。

【山崎委員】 発達障害者支援体制の整備のお手伝いとして都内の区町村を訪問しているのですが、例えば人口が二千何百人という小さな町村では、子供たちの実態をある程度把握しているようですか、人口が多い区市町村の場合は、子供たちの実態をどうは余していくかが重要な課題となります。今話が出ているように、基礎自治体が子供たち、高校生の実態をどれだけ把握しているかというのはおっしゃるとおりだと思うのです。

また区市町村で地域特性が違う。地域特性を理解したうえでその共通事項でやっていかざるを得ないのだけれども、発達障害というところでは共通して抱えている課題はありますので、そこに関しては、社会教育という文脈で区市町村に担っていただくとか、都がまずモデル事業のような形で行い、それを区市町村に移行していくとかいろいろな方法があると思います。そういうことも考えていただけると良いのかなと思ったりもします。

【野口委員】 青少年教育の文脈の強みとしては、より横断的であり、カテゴリーを超えられるところだと思うのですね。先ほど山崎委員がおっしゃっていたとおり、私たちは指定を受けて福祉の事業、それこそ放課後等デイサービスなどを運営しています。結局、届けられる範囲がものすごく狭いところがあったりする。そういった意味では青少年教育においてはインクルーシブな活動ができるのは強みではないかと思っています。あと、はざまの子供たちにアプローチできるという意味では、リーチできない子供たちにリーチできるのは強みだと思っているのです。事業の現状を見させていただくと、完全に民間でもできること、むしろ民間で先進的にやっていることとかぶってしまっているし、来る人たちも、いわゆるリテラシーのある意識の高い保護者が恐らく見つけて来られている。わざわざ子供を連れて行けるぐらいの余裕のある保護者ですね。そういう意味では、広域社会事業として都としてできることは、より困難である層だったり、誰もが目を背けたくなくなってしまふ層、非行だったり、そういった子たちも含めてアプローチできるのはすごく良いのかなと思っています。

そうなったときに、それぞれ皆さんの専門性などもあると思うので、関連図ではないですが、どこがカバーできていて、どこがカバーできていなくて、どの子供たちが今の時代においてにはざまにいるのかみたいなことはここで共通理解が持てると、せっかくこれだけそ

れぞれ専門性を持っていらっしゃる方たちがいるので、すごく良いのかなと思っています。

より困難な層に対する青少年教育の専門性が蓄積されていくプラットフォームみたいなことが都の役割としてできると良いのかなと思っていたところです。

あと、基礎自治体との連携、市区町村との連携では、今、高尾と江東区とそれぞれ連携しているのですか。

**【主任社会教育主事】** 連携していません。

**【野口委員】** そこは連携していくようにしたほうが良いと私は思っています。結局、東京都がやったモデル事業です。市区町村に広めましょうといったときに絶対広まらない。東京都と高尾と一緒にやった。あくまでもそれぞれの自治体でも広められるようなモデルですというのがないとなかなか難しいのかなというふうに思ったので、連携ができると良いのかなと思いました。

**【酒井副会長】** 都として行うべき青少年の教育事業の中に不登校や障害のある子供・若者とあるのですが、困難を抱えているという、自分の専門である教育社会学で言うと、一つは外国につながる子供の問題、あと不登校、長期欠席の理由の一つで非常に大きなのが病気ですね。病気で長期療養している子供、そういう子たちが野外に出てという活動の場で高尾などはすごく良いところだと実は思うのです。対象とする子供・若者の層を少し広げて考えていただくと有り難いかなというのは、自分の専門のフォーカスで思います。

**【笹井会長】** ありがとうございます。

そろそろ時間ですので、議論は尽きないのですが、今回はこの辺で議論をおしまいにさせていただきますと思います。いろいろな観点から御意見をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、次第の4の今後の予定に関しまして事務局からお知らせをお願いしたいと思います。

**【生涯学習課長】** 次回以降の審議会の予定につきましては、第3回を11月25日（月曜日）、第4回を12月19日（木曜日）に開催させていただく予定としております。第3回ですが、都内2か所の中・高生を対象としました施設の方をお招きして、施設の概要と事業、中・高生の様子や課題等についてお話をいただき、その後に御議論いただければと考えております。会場等、詳細につきましてはまた改めて御案内させていただきます。

**【主任社会教育主事】** 補足です。次回の報告をお引き受けいただいたのは文京区のb-lab（ビーラボ）です。NPOカタリバが受託しています。そちらの施設長さんに来て

いただくことと、調布市のCAPS、こちらもNPOが運営している、比較的新し目の事業をやっていると思われる施設の方に来ていただくような形でお願いをしています。

今日いただいた議論といいますか、いろいろな切り口は、少し事務局で整理をしていこうとは思っているのですが、まずいろいろな角度から話を聞きながら、多角的に課題提起をしていただけると有り難いと思っております。今年度はそういうところとして位置付けたいと思っています。

**【笹井会長】** それでは、以上をもちまして本日の第2回審議会を終わらせていただきます。

閉会：午後7時57分